



建設コンサルタント業務の



入札契約制度に係る取り組み

公共工事の品質確保に当たっては、事業の上流段階に位置する調査・設計業務などの成果の品質確保が重要な役割を果たしています。平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」においては、調査・設計の品質の確保に関しても価格と品質が総合的に優れた内容の契約とすることが必要と位置づけられています。

今回の特集では、国土交通省における建設コンサルタント業務の品質確保に関する施策として「総合評価落札方式の導入」「詳細な低入札価格調査」など入札・契約制度の改善に係る取り組みについて、また、建設コンサルタント業界と阪神高速道路株式会社における取り組みについて紹介します。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/koukai/consal/

建設コンサルタント業務の 入札契約制度改善に係る 国土交通省の取り組み

国土交通省大臣官房技術調査課

やま だ つよし
課長補佐 山田 剛

1. はじめに

建設コンサルタント業務は、建設生産システムの中でも工事目的物の規格や仕様などを決定するといった公共工事の上流段階に位置しており、この成果が事業全体の品質やコストに大きく影響を及ぼすものです。

このことから、発注者は、建設コンサルタント業務等の成果について、適切な品質を確保するため、適正な費用をもって適切な方法で調達する責任があります。

国土交通省では、「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会中間とりまとめ」（平成18年9月）の提言を受け、国土交通省が発注する設計コンサルタント業務等成果の向上に資する諸方策やさまざまな課題について、発注者、受注者および学識経験者の三者により政策・方策の立案に資する相互の意見交換を行う場として、「設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会」（座長：小澤一雅 東京大学大学院工学系研究科教授）（以下「懇談会」という）を活用することとしました。

2. 中間とりまとめの公表と フォローアップ

この懇談会の一定の成果として、平成19年5月に中間とりまとめを公表しました。これは、国土交通省の建設生産システムの中において土木分野の建設コンサルタント業務等における今後の調達等のあり方の基本的な方向を示すものであり、具体化したものから順次実現させるとともに、中・長期課題についてもロードマップを作成し、鋭意検討を進めることを示すものとなっています。

なお、平成20年3月に開催した第5回懇談会では、「中間とりまとめ」に基づき平成19年度に進捗したさまざまな課題についてフォローアップを行い報告を行ったところです（図 1）。

この懇談会では、建設コンサルタント業務の品質確保に関する施策として、入札契約段階、履行中の監督（調査）段階、業務完了時の照査・検査段階、業務成績評定等を行う事後段階といった業務の全体に渡って実施すべき施策を示していますが、今回はその中でも入口段階にあたる入札契約段階の施策についてクローズアップし、各施策の今後の方向性についてご紹介します。

	改善の方向性	具体的な進捗状況
業務成績評定と技術提案の能力を重視した好循環の構築	◆詳細設計業務等への「総合評価方式」の導入	平成19年度において25件の業務において、「加算方式」を適用し、価格点1:技術点1~3で試行。
	◆「プロポーザル方式」の適正な運用	平成18年度の土木関係建設コンサルタント業務については、プロポーザル方式で発注したものが6割以上を占めた。
	◆一部事業への「詳細設計付き工事発注方式」の活用	『詳細設計付き工事発注方式』を全地整で試行。(H19年10月末時点で全国で88件) [品質確保部会で取組み中]
	◆「設計成果品の品質評価」の導入	業務完了検査後に設計業務受注者以外の第三者に委託して実施。平成19年度に全地方整備局で合計165件試行。
	◆品質評価結果の業務成績評定への反映	品質評価結果の数値化方法、技術力評価への反映方法(案)を検討。
	◆業務成績評定の業者選定への反映	一定の業務成績評定点以下の業務実績は、技術審査において業務実績として扱わないことを検討するとともに、「総合評価方式」における業務成績評定の評価項目として取り入れることを検討。
	◆「簡易公募型」契約方式の活用	平成20年1月に『簡易公募型』方式の拡大を促す通達を地整宛に発出済。
好循環システムの構築の補完方策	◆発注者・設計者・施工者による「三者会議」の実施	平成19年度において構造物を主体とする工事を対象に「三者会議」を全国で約1,500件実施。
	◆上半期発注の徹底、発注予定情報の早期公表	地整において十分な履行期間の確保及び上半期発注の徹底に関する文書発出済。平成20年度から標準的な履行期間の目安を積算基準に明記する予定。
	◆入札契約手続きの簡素化	-
	◆低入対策の強化	「低入札価格調査制度」を平成19年4月に導入済。また、価格構造の実態を把握するための「業務コスト調査」を平成20年4月より実施予定。
	◆再委託の実態調査、改善方策の検討	平成19年7月に建設コンサルタンツ協会が再委託の実態調査を実施済。
	◆積算手法の見直し	-
	◆設計VEの積極的な活用	設計者以外の視点の導入による設計の改善を実現するVE手法をより積極的に活用することを検討。
◆調査職員の監督(調査)体制の強化	調査職員の体制強化や『ワンデーレスポンス』の励行など、監督(調査)機能の強化方策を検討。	

図 1 設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会の検討状況(青字は今回記事関係)

3. 入札契約制度の現状認識と課題

(1) 指名競争入札の役割と課題

これまでの建設コンサルタント業務等の調達には、当該業務の内容が技術的に高度なものまたは専門的な技術が要求されるものについては、技術提案を求めて技術的に最適な者を特定する『プロポーザル方式』を行い、その他の業務については、優れた実績および成績を有する信頼性の高い業者の中から、入札参加者を選定して価格競争を行う『指名競争入札方式』が実施されてきました。

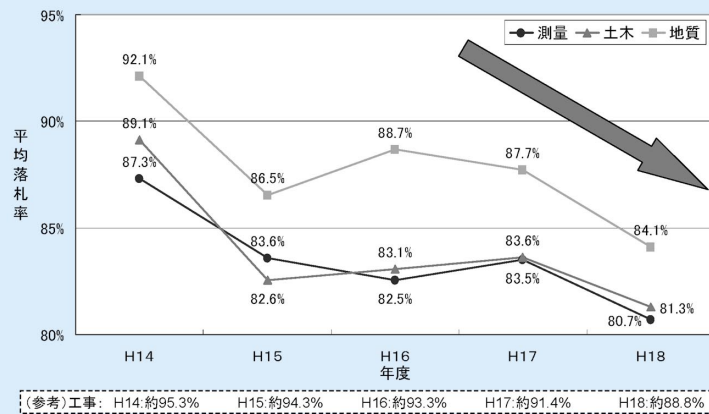
指名競争入札方式では、優れた成果品を納めることが次回以降の受注機会の拡大につながるため、必然的に企業は委託契約の誠実な遂行や技術力の発揮に努めることとなり、結果として、質の高い調達が実現されるといった「好循環」が形成されていたと考えられます。

一方で、指名によって入札参加者が限定され、談合が誘発されやすいほか、新規参入しにくいという問題も発生しており、これらを改善するため、より透明性・競争性の高い入札契約の方法を選択することが求められていました。

このような状況の下、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」には、調査・設計の品質確保に関して競争参加者に技術提案を求めることが明記されており、今後は価格による競争から、価格以外の多様な要素も考慮して価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要となります。

(2) 建設コンサルタントを取り巻く現状

近年、国土交通省直轄の建設コンサルタント業務等の契約件数・金額ともに減少傾



建設コンサルタント業務等：出典）国土交通省調べ（8地整：1,000万円以上の競争入札）
 工事：出典）国土交通省直轄工事等契約関係資料（8地整：すべての競争入札（H14～17年度）,
 250万円以上の競争入札（H18年度）

図 2 国土交通省直轄の建設コンサルタント業務等における平均落札率の推移（H14～18年度）

向にある一方で、競争参加資格登録業者数が増加傾向にあることから、競争入札においては、企業間の過当競争の結果として低入札が多発しており、特に平成18年度に入ってから落札率の下落には著しいものがあります（図 2）。落札率が低いほど業務成績が低い傾向やミスの増加が確認されており、低入札が進むことによる成果品の品質低下が懸念されることです。

(3) 受発注者とも限られたリソースを有効活用するための課題

建設コンサルタント業務等の発注は、これまで手続期間の比較的短い指名競争入札により実施されてきたため、概ね上半期には業務委託契約が締結されてきました。近年、プロポーザルの活用、透明性の高い簡易公募型の入札契約方式の拡大等、多様な入札契約方式に対応するため手続きが長期化しており、契約時期が遅くなることにより履行期限が年度末に集中することが多くなっています。このため、業務の重複、十分な履行期間を確保できないこと等による設計内容の検討不足や照査の不足から設計ミスが増加することが懸念されています。

4. 改善の基本的な方向性

建設コンサルタント業務等の入札契約プロセスにおいて、個々の業務等において品質の高い成果が確実に得られる仕組みとして、資格審査および入札契約における技術提案の評価が適切に実施される環境を構築するとともに、企業や技術者の技術力が受注者の選定に適切に反映される仕組みとして、業務成績評定を評価基準とする建設生産システムを構築していくため、平成19年度には次のような施策を推進しました。

(1) 詳細設計業務等への「総合評価方式」の導入

建設コンサルタント業務における『総合評価方式』は、これまで価格競争入札を行ってきた詳細設計業務等のうち、「知識または構想力・応用力」を評価することにより質の高い成果が得られる可能性がある業務に対して導入するものとしております。

詳細設計を行う者の技術力が後の工事の品質に大きく影響することから、より技術力を高く評価する方式として「加算方式」を試行しています。また、価格と技術の比率は価格点1：技術点1～

【これまで：価格競争方式】	
○最も価格の低いものが落札(価格のみで決定) 技術力が低いものでも落札でき、成果品の品質に懸念	
【今後：総合評価方式の導入で技術競争にシフト】	
○価格に加え技術を評価	
○総合評価点 = 価格点 + 技術点 (⇒加算方式を採用)	
○価格点と技術点の配分 = 1:1~1:3 (技術点60点:価格点20~60点)	
○技術点の配点例	
・業務への取組方針: 業務実施の着眼点や実施方針	40点
・技術者資格: 技術者資格及びその専門分野	5点
・業務執行技術力: 同種及び類似の業務実績	5点
・業務成績	5点
・専任性: 手持ち業務の金額及び件数	5点
計 60点	
○価格点 = 20~60 × (1 - 入札価格 / 予定価格)	

図 3 建設コンサルタント業務における総合評価方式の概要

3を採用しています。平成17年度に1件、平成19年度に25件の試行を重ね、現在、業務特性や総合評価を行ったことによる効果などを分析した上で、今後総合評価方式の平成20年度早期の本格導入に向けて準備を行っているところです。

(2) 「プロポーザル方式」の適正な運用

平成18年度における土木関係コンサルタント業務に占めるプロポーザル方式の実施割合は6割を超えており(表1)、今後ともプロポーザル方式が増加する見込みです。また、平成20年度には総合評価方式の本格導入を控えており、業務内容に応じた適切な調達方式の選定について再整理することが新たな課題となっています。

懇談会は現在、学識経験者、業界団体代表、国土交通省担当で構成されていますが、この課題に対応するため、平成20年度以降の体制強化として委員を増員するとともに、機動性のある組織と

してマネジメント部会および作業部会を懇談会の下部に設置し(図4)、業務内容に応じた適切な調達方式の選定について再整理するとともに、7月を目処に「(仮称)建設コンサルタント業務等に係る総合評価方式およびプロポーザル方式のガイドライン」の中間とりまとめを行うことが了承されました。この作業と並行して、長期化している手続きの簡素化についても検討を行う予定です。

(3) 業務成績評定の業者選定への反映

業務成績については、現在、プロポーザル方式の技術評価等に活用されていますが、今後、総合評価方式にも活用していく際にも、業務成績を中心とした好循環が確実に形成されるよう配慮することが必要です。

具体的には、プロポーザルに比べ総合評価方式では価格点が追加されていることを考慮し、評価

表 1 土木関係コンサルタント業務に占めるプロポーザル方式の実施割合 (億円)

業務分類	発注方式	H14		H15		H16		H17		H18	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
コンサル5業務合計	プロポーザル方式	402	23%	469	31%	418	30%	477	34%	883	47%
	指名競争入札	1,371	77%	1,052	69%	980	70%	917	66%	990	53%
うち土木コンサル	プロポーザル方式	359	31%	430	43%	382	42%	428	47%	802	62%
	指名競争入札	794	69%	563	57%	525	58%	476	53%	495	38%

出典：国土交通省直轄工事等契約関係資料 平成15～19年度版

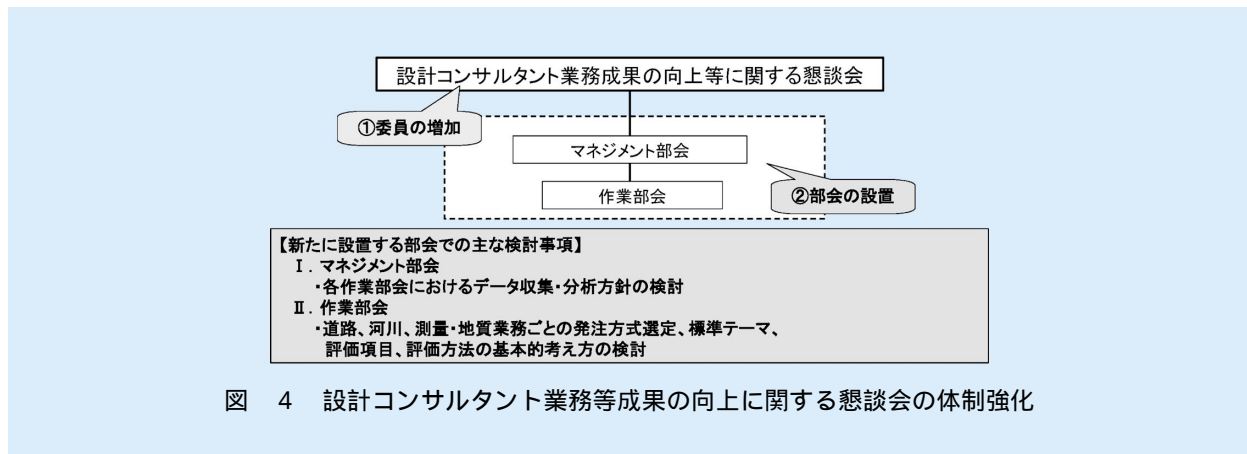


図 4 設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会の体制強化

点全体に対する業務成績の評価点の比率が過小とならないよう全体評価点に対する業務成績の占める割合を引き上げる案を懇談会に提示しました。また今後は、企業に対する成績と技術者に対する成績の使い分け等が議論される予定です。

(4) 「簡易公募型」契約方式の活用

より透明性、競争性の高い調達を行うため、広く入札参加希望者を公募する「簡易公募型」契約方式を一部で導入してきたところですが、その一方で低価格入札の誘発が懸念されてきました。

これに対し、平成19年度に総合評価方式の試行や低入札価格調査制度の導入などを相次いで実施できたため、パッケージで成果品の品質の低下を防止する環境が整い始めたことから、平成20年1月に簡易公募型による調達方式の導入拡大を促す通達を発出し、順次地方整備局において適用の拡大を図っています。

(5) 低入札対策の強化

低入札価格調査は、契約の内容に適合した履行がされるかどうか調査を行い、不的確な業者を排除する仕組みです。建設コンサルタント業務等においては平成16年から試行されてきた低入札調査ですが、当時は会計法に基づく調査ではなかった

ため、調査結果にかかわらず、結局最低の価格で入札した者を契約の相手方としなければならず、調査自体も契約後に行うものでした。

平成18年度から著しい落札率の下落傾向が見られたことを受け、昨年4月、会計法令に基づく「低入札価格調査制度」が建設コンサルタント業務等にも正式に導入されました。

また、低入札が行われた業務の原価構造の実態を把握することを目的として、業務完了後に実際のコスト内訳の提出を求める「業務コスト調査」についても低入札案件を対象に平成20年4月から導入することとしました。

5. 今後の対応

今後、懇談会に新設した各部会において道路、河川、地質調査・測量等の業務ごとにデータの収集を行い、発注方式の選定、標準テーマ、評価項目、評価方法の基本的考え方等について検討し、その結果について懇談会に諮っていく方針です。

懇談会の詳細につきましては、関東地方整備局のホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/koukai/consal/>) に掲載しております。